

職員の処分について

令和 8 年（2026 年）5 月 29 日付で下記のとおり懲戒処分及び分限処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

○教育委員会事務局 児童生徒課 主査 事務職員 男性 49 歳

- ・懲戒処分 減給 1 月（10 分の 1）
- ・分限処分 降任（係長級から主事に）

2 処分事由等

当該職員は令和 7 年 8 月から欠勤を繰り返し、現在まで合計 23 回、12 日 1 時間 57 分の欠勤となった。

これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第 29 条（懲戒）

第 1 項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第 2 号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

・地方公務員法第 35 条（職務に専念する義務）

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」

以上